

厚生労働省発健生 0319 第 9 号
令和 6 年 3 月 19 日

食品安全委員会
委員長 山本 茂貴 殿

厚生労働大臣 武見 敬三
(公 印 省 略)

食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 14 号、食品安全委員会令（平成 15 年政令第 273 号）第 1 条第 1 項及び食品安全委員会令第一条第一項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令（平成 15 年内閣府令第 66 号）第 1 号の規定に基づき、下記事項に係る同法第 11 条第 1 項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

組換え DNA 技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続（平成 12 年厚生省告示第 233 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、次に掲げる添加物の安全性審査を行うこと。

PRO-No. 1 株を利用して生産された L-プロリン



PR0-No. 1 株を利用して生産された L-プロリン に係る食品健康影響評価について

1. 趣旨

「PR0-No. 1 株を利用して生産された L-プロリン」については、令和 6 年 3 月 6 日付けで味の素株式会社から、遺伝子組換え添加物の安全性審査の申請があったことから、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 14 号等の規定に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

2. 評価依頼品目の概要

本品目は、生産性の向上を目的として、*Escherichia coli* K-12 株由来の突然変異株を宿主として、L-プロリン生合成経路に関与する目的遺伝子の導入等を行った PR0-No. 1 株を利用して生産された L-プロリンである。

3. 利用目的及び利用方法

本品目は、調味料や、栄養強化を目的とした強化剤の用途で用いられている。用途及び使用形態は既存の L-プロリンと相違はない。

4. 備考

申請者は、本申請品目については、

- ・食品添加物公定書規格を満たしていること、
- ・非有効成分が有意に増加しておらず、かつ、有害性が示唆される新たな非有効成分を含有しないこと

から、「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方」（「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準（平成 16 年 3 月 25 日食品安全委員会決定）」附則）の要件を満たすとしている。